

市議案第 8 3 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する
条例の設定について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い部分休業の承認等に関し必要な事項を定めるとともに，子育て部分休暇その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (省 略) (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 (<u>部分休業の承認</u>) 第17条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間及び休暇に関する条例第6条に規定する正規の勤務時間（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、当該職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (省 略) (2) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 (<u>第1号部分休業の承認</u>) 第17条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、</u> 30分を単位として行うものとする。

(現 行)	(改 正 後)
30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間及び休暇に関する条例第5条の規定による育児時間、同条例第26条の2の規定による介護時間又は同条例第26条の3の規定による<u>子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 会計年度任用職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該会計年度任用職員が市規則で定める育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	2 勤務時間及び休暇に関する条例第5条の規定による育児時間、同条例第26条の2の規定による介護時間又は同条例第26条の3の規定による<u>子育て部分休暇</u>（同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 会計年度任用職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該会計年度任用職員が市規則で定める育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>4 勤務時間及び休暇に関する条例第26条の3第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する子育て部分休暇又は市規則で定める子育て部分休暇を請求した職員に係る第1号部分休業の承認は、行わないものとする。</u> <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認するこ</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>とができる。</u> (1) <u>1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> (3) <u>正規の勤務時間の始まる時刻から休憩時間の始まる時刻まで又は休憩時間の終わる時刻から正規の勤務時間の終わる時刻までの連続した時間について承認の請求があったとき 任命権者が定める時間数</u> 2. <u>勤務時間及び休暇に関する条例第 2 6 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する子育て部分休暇又は市規則で定める子育て部分休暇の承認を受けた職員に対する第 2 号部分休業の承認については、第 1 7 条の 4 各号に定める時間から当該子育て部分休暇の承認を受けた時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3. <u>前条第 2 項に規定する子育て部分休暇又は同条第 3 項に規定する市規則で定める子育て部分休暇を請求した職員に係る第 2 号部分休業の承認は、行わないものとする。</u> <u>(育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)</u> <u>第 1 7 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。</u> <u>(育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第 1 7 条の 4 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間</u>

(現 行)	(改 正 後)
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第18条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第19条 第12条の規定は、部分休業について準用する。	<u>を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員</u> 77時間30分 (2) <u>非常勤職員</u> <u>当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第17条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第18条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第19条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>

(勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(子育て部分休暇) 第26条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 <u>2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> <u>3 第5条の規定による育児時間又は前条の規定による介護時間の承認を受</u>	(子育て部分休暇) 第26条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 <u>2 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、年度の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。</u> (1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u> (2) <u>1年につき次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア及びイに定める時間を超えない範囲内</u> ア <u>イ以外の職員 77時間30分</u> イ <u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 当該職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の第1項に規定する子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u> <u>4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において必要と認められる時間につき、子育て部分休暇の請求をすることができる。</u> <u>5 第5条の規定による育児時間又は前条の規定による介護時間の承認を受</u>

(現 行)	(改 正 後)
けて勤務しない職員に対する<u>子育て部分休暇</u>の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 <u>4</u> (省 略)	けて勤務しない職員に対する<u>第２項第１号に掲げる範囲内</u>で請求する<u>子育て部分休暇</u>の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 <u>6</u> (省 略)

(技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第３条 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２９年豊中市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(給与の減額) 第１５条 (省 略) ２ 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。）、不妊治療休暇（当該職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇のうち市規則で定めるものをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者等（配偶者又は性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者をいう。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者等の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場	(給与の減額) 第１５条 (省 略) ２ 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）、不妊治療休暇（当該職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇のうち市規則で定めるものをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者等（配偶者又は性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者をいう。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者等の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認めら

(現 行)	(改 正 後)
合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 (省 略)	れる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 (省 略)

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年豊中市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(給与の減額) 第13条 (省 略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。), 不妊治療休暇(当該職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇のうち管理規程で定めるものをいう。), 介護休暇(当該職員が配偶者等(配偶者又は性別が同一であって婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が定める関係にある者をいう。以下この項において同じ。), 父母, 子, 配偶者等の父母その他管理規程で定める者で負傷, 疾病又は老齢により管理規程で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認めら	(給与の減額) 第13条 (省 略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。), 不妊治療休暇(当該職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇のうち管理規程で定めるものをいう。), 介護休暇(当該職員が配偶者等(配偶者又は性別が同一であって婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が定める関係にある者をいう。以下この項において同じ。), 父母, 子, 配偶者等の父母その他管理規程で定める者で負傷, 疾病又は老齢により管理規程で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当で

(現 行)	(改 正 後)
れる場合における休暇をいう。), 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため, 1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校その他管理者が定める学校に就学している子を養育するため, 1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には, 前項の規定にかかわらず, その勤務しない1時間につき, 勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 (省 略)	あると認められる場合における休暇をいう。), 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため, 1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校その他管理者が定める学校に就学している子を養育するため, 1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には, 前項の規定にかかわらず, その勤務しない1時間につき, 勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 (省 略)

附 則

- 1 この条例は, 令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については, 同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と, 同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例第26条の3第1項に規定する子育て部分休暇の承認の請求をする場合における同条第2項第2号の規定の適用については, 同号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と, 同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

市議案第 8 4 号

豊中市立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例

(豊中市立児童発達支援センター条例の一部改正)

第1条 豊中市立児童発達支援センター条例(昭和40年豊中市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(事業) 第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) (省 略) (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第18項</u>に規定する計画相談支援に関する事業(以下「計画相談支援事業」という。) (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第19項</u>に規定する基本相談支援に関する事業(以下「基本相談支援事業」という。) (7)・(8) (省 略) 2～4 (省 略)	(事業) 第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) (省 略) (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第19項</u>に規定する計画相談支援に関する事業(以下「計画相談支援事業」という。) (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第20項</u>に規定する基本相談支援に関する事業(以下「基本相談支援事業」という。) (7)・(8) (省 略) 2～4 (省 略)

(豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和6年豊中市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(利益供与等の禁止) 第50条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しく	(利益供与等の禁止) 第50条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しく

(現 行)	(改 正 後)
は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 (省 略)	は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 (省 略)

(北部大阪都市計画緑丘地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 北部大阪都市計画緑丘地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年豊中市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)												(改 正 後)															
別表												別表															
建築制限 の事項		A地区			B 地 区	C 地 区	D 地 区	E 地 区	F 地 区	G 地 区	H 地 区	I 地 区	J 地 区	建築制限 の事項		A地区			B 地 区	C 地 区	D 地 区	E 地 区	F 地 区	G 地 区	H 地 区	I 地 区	J 地 区
1	建 築 物 の 用 途 の 制 限	(1)・(2) (省 略)			(省 略)								1	建 築 物 の 用 途 の 制 限	(1)・(2) (省 略)			(省 略)									
		(3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法（昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平													(3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法（昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平												

(現 行)				(改 正 後)			
		成 1 7 年法律第 1 2 3 号) <u>第 5 条第 1 7 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。) で、延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの (4)～(9) (省 略)				成 1 7 年法律第 1 2 3 号) <u>第 5 条第 1 8 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。) で、延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの (4)～(9) (省 略)	
(省 略)				(省 略)			

(北部大阪都市計画新千里西町団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 4 条 北部大阪都市計画新千里西町団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 2 2 年豊中市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表				別表			
建築制限の事項		新千里西町団地地区		建築制限の事項		新千里西町団地地区	
1	建築物の用途の制限	(1) (省 略) (2) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) <u>第 5 条第 1 7 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。) (3)～(7) (省 略)		1	建築物の用途の制限	(1) (省 略) (2) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) <u>第 5 条第 1 8 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。) (3)～(7) (省 略)	

(現 行)	(改 正 後)
(省 略)	(省 略)

(北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成23年豊中市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)		(改 正 後)	
別表		別表	
建築制限の事項	新千里南町1丁目地区	建築制限の事項	新千里南町1丁目地区
1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)	1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)
(省 略)		(省 略)	

(北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第6条 北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成25年豊中市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表			別表		
	建築制限の事項	新千里南町 2 丁目地区		建築制限の事項	新千里南町 2 丁目地区
1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号） <u>第 5 条第 1 7 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの (4)・(5) （省 略）	1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号） <u>第 5 条第 1 8 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの (4)・(5) （省 略）
（省 略）			（省 略）		

（北部大阪都市計画永楽荘地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第 7 条 北部大阪都市計画永楽荘地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 7 年豊中市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表			別表		
	建築制限の事項	永楽荘地区		建築制限の事項	永楽荘地区
1	建築物の用途の 制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和	1	建築物の用途の 制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和

(現 行)			(改 正 後)		
		38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をい う。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成1 7年法律第123号)第5条第17項に規定する共同 生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200 平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)			38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をい う。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成1 7年法律第123号)第5条第18項に規定する共同 生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200 平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

(北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第8条 北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成28年豊中市条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表				別表			
建築制限 の事項	A地区	B地区	C地区	建築制限 の事項	A地区	B地区	C地区
1 建築物 の用途 の制限	(省 略)	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グ ループホーム(老人 福祉法(昭和38年 法律第133号)第 5条の2第6項に規	(省 略)	1 建築物 の用途 の制限	(省 略)	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グ ループホーム(老人 福祉法(昭和38年 法律第133号)第 5条の2第6項に規	(省 略)

(現 行)					(改 正 後)				
			定する認知症対応型 老人共同生活援助事 業を行う施設をい う。以下同じ。)又は 障害者グループホー ム(障害者の日常生 活及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律(平成17年 法律第123号)第 5条第17項に規定 する共同生活援助を 行う施設をいう。以 下同じ。)で、延べ面 積が200平方メー トル未満のもの (4)～(7) (省 略)				定する認知症対応型 老人共同生活援助事 業を行う施設をい う。以下同じ。)又は 障害者グループホー ム(障害者の日常生 活及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律(平成17年 法律第123号)第 5条第18項に規定 する共同生活援助を 行う施設をいう。以 下同じ。)で、延べ面 積が200平方メー トル未満のもの (4)～(7) (省 略)		
(省 略)					(省 略)				

(北部大阪都市計画緑丘4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第9条 北部大阪都市計画緑丘4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成29年豊中市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)		(改 正 後)	
別表		別表	

(現 行)			(改 正 後)		
建築制限の事項		緑丘4丁目地区	建築制限の事項		緑丘4丁目地区
1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)	1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

（北部大阪都市計画西緑丘3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第10条 北部大阪都市計画西緑丘3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年豊中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表			別表		
建築制限の事項		西緑丘3丁目地区	建築制限の事項		西緑丘3丁目地区
1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又	1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又

(現 行)			(改 正 後)		
		は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号） <u>第５条第１７項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が２００平方メートル未満のもの (４)・(５) (省 略)			は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号） <u>第５条第１８項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が２００平方メートル未満のもの (４)・(５) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

（北部大阪都市計画新千里西町２丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１１条 北部大阪都市計画新千里西町２丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２９年豊中市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表			別表		
	建築制限の事項	新千里西町２丁目地区		建築制限の事項	新千里西町２丁目地区
1	建築物の用途の制限	(１)・(２) (省 略) (３) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の２第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号） <u>第５条第１７項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が２００平方メートル未満のもの	1	建築物の用途の制限	(１)・(２) (省 略) (３) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の２第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号） <u>第５条第１８項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が２００平方メートル未満のもの

(現 行)			(改 正 後)		
		(4) (省 略)			(4) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

(北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第12条 北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成29年豊中市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表			別表		
建築制限の事項		新千里北町1丁目地区	建築制限の事項		新千里北町1丁目地区
1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4) (省 略)	1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

(北部大阪都市計画新千里西町3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第13条 北部大阪都市計画新千里西町3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成30年豊中市条例第50号)の一部を次のように

改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表			別表		
建築制限の事項		新千里西町 3 丁目地区	建築制限の事項		新千里西町 3 丁目地区
1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） <u>第 5 条第 17 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が 200 平方メートル未満のもの (4) （省 略）	1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） <u>第 5 条第 18 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が 200 平方メートル未満のもの (4) （省 略）
（省 略）			（省 略）		

（北部大阪都市計画永楽荘 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第 14 条 北部大阪都市計画永楽荘 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 30 年豊中市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表			別表		
建築制限の事項	A 地区	B 地区	建築制限の事項	A 地区	B 地区

(現 行)			(改 正 後)		
1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(6) (省 略)	1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(6) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

（北部大阪都市計画新千里北町3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第15条 北部大阪都市計画新千里北町3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年豊中市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表			別表		
	建築制限の事項	新千里北町3丁目地区		建築制限の事項	新千里北町3丁目地区
1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活	1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活

(現 行)			(改 正 後)		
		及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(6) (省 略)			及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(6) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

（北部大阪都市計画新千里北町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第16条 北部大阪都市計画新千里北町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和2年豊中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表			別表		
	建築制限の事項	新千里北町2丁目地区		建築制限の事項	新千里北町2丁目地区
1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(7) (省 略)	1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(7) (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
(省 略)	(省 略)

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

市議案第 8 5 号

とよなか国際交流センターの指定管理者の指定について

とよなか国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定期間
とよなか国際交流センター	豊中市玉井町1丁目1 番1－601号 公益財団法人とよなか 国際交流協会	令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで

（提案理由）

とよなか国際交流センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

指定管理者の候補者選定の概要

施設名		とよなか国際交流センター																												
所在地		大阪府豊中市玉井町1丁目1番1-601号																												
施設の概要		設置目的：「とよなか国際交流センター条例」 第1条 世界の多様な文化や人々との相互理解を深め、人権尊重を基調とした住民主体の国際交流活動を推進するとともに、地域社会の国際化の促進を図るため、豊中市に国際交流センターを設置する。 敷地面積：3,684.68㎡（「エトレ豊中」） 延床面積：2,097.75㎡（とよなか国際交流センター） 建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 定員：																												
		<table><tr><th>部屋名</th><th>定員(人)</th></tr><tr><td>会議室1</td><td>18</td></tr><tr><td>会議室2A</td><td>21</td></tr><tr><td>会議室2B</td><td>48</td></tr><tr><td>会議室2C</td><td>21</td></tr><tr><td>会議室3</td><td>18</td></tr><tr><td>会議室4</td><td>30</td></tr><tr><td>会議室5</td><td>12</td></tr><tr><td>料理室</td><td>30</td></tr><tr><td>音楽・健康づくりルーム</td><td>40</td></tr><tr><td>和室</td><td>18</td></tr><tr><td>プレイルーム1</td><td>20</td></tr><tr><td>プレイルーム2A</td><td>15</td></tr><tr><td>プレイルーム2B</td><td>18</td></tr></table>	部屋名	定員(人)	会議室1	18	会議室2A	21	会議室2B	48	会議室2C	21	会議室3	18	会議室4	30	会議室5	12	料理室	30	音楽・健康づくりルーム	40	和室	18	プレイルーム1	20	プレイルーム2A	15	プレイルーム2B	18
		部屋名	定員(人)																											
		会議室1	18																											
		会議室2A	21																											
		会議室2B	48																											
		会議室2C	21																											
		会議室3	18																											
		会議室4	30																											
		会議室5	12																											
料理室	30																													
音楽・健康づくりルーム	40																													
和室	18																													
プレイルーム1	20																													
プレイルーム2A	15																													
プレイルーム2B	18																													
休館日：水曜日及び12月29日から翌年1月3日まで																														
選定方法に関する概要	選定の方法	公募（市広報誌・市ホームページによる）により応募団体からの提案を審査																												
	募集要項公示期間	令和7年(2025年)4月8日から 令和7年(2025年)5月7日まで																												
	応募表明提出期限	令和7年(2025年)5月7日																												
	現地説明会	令和7年(2025年)5月14日																												
	提案書類提出期限	令和7年(2025年)6月6日																												
	募集要項の概要	業務内容 【センター事業に関する業務】 ・国際交流に関する情報収集及び提供業務 ・国際交流活動への住民の参加促進業務 ・国際理解推進事業 ・在住外国人に対する相談事業 ・在住外国人に対する支援事業 【施設管理に関する業務】 ・施設提供及び利用者への対応に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務 ・環境維持管理に関する業務 ・施設・設備の修繕等 ・備品の管理等 ・緊急時対策																												

			【その他】 ・事業計画書及び報告書等の作成、モニタリング実施協力等															
		提案書類	団体概要説明書（団体の設立理念、主な業務内容等を記述） 事業計画書（審査基準表に対応した提案内容を記述） 財務状況報告書類（貸借対照表、損益計算書等） 諸証明書類（労働保険関係書類、社会保険適用通知書等）等															
		指定期間	令和 8 年(2026 年)4 月 1 日から 令和 13 年(2031 年)3 月 31 日まで															
応募状況			公益財団法人とよなか国際交流協会															
選定評価委員会に関する概要	委員構成		学識経験者 吉 富 志津代 武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授 学識経験者 武 田 丈 関西学院大学人間福祉学部教授 学識経験者 池 田 佳 子 関西大学国際部教授 財務面に関する有資格者 釜 永 敬 之 税理士 労務面に関する有資格者 西 村 佳代子 特定社会保険労務士 (計 5 名)															
	審議経過		令和 6 年度第 1 回選定評価委員会【令和 7 年(2025 年)1 月 28 日開催】 募集要項、審査基準表等について 令和 7 年度第 1 回選定評価委員会【令和 7 年(2025 年)7 月 1 日開催】 書類審査等 令和 7 年度第 2 回選定評価委員会【令和 7 年(2025 年)7 月 18 日開催】 面接審査、審査の確定、答申書作成															
	審査方法		提案書類に基づく書類審査及び面接審査															
	採点結果		公益財団法人とよなか国際交流協会 828.83 点【1,000 点満点】															
	候補者の選定理由			公益財団法人とよなか国際交流協会は、多文化共生施策の拠点施設であるとよなか国際交流センターの果たすべき役割を十分理解したうえで、これまでの豊富な経験・実績に基づいた具体的で実現可能な提案がなされていた。また、高いサービス水準を維持しながら、市民団体や幅広い年代の外国人市民等へのさまざまな支援を実施することで施設設置の目的達成が期待できることから、とよなか国際交流センターの指定管理者としてふさわしいと判断した。 【参 考】 <table><tr><th colspan="3">選定考査項目・主な評価ポイント</th></tr><tr><td colspan="3">基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営の提案</td></tr><tr><td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr><tr><td></td><td>50</td><td>48.75</td></tr><tr><td colspan="3">サービス水準・施設効用の発揮</td></tr></table>	選定考査項目・主な評価ポイント			基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営の提案				配点	採点		50	48.75	サービス水準・施設効用の発揮	
選定考査項目・主な評価ポイント																		
基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営の提案																		
	配点	採点																
	50	48.75																
サービス水準・施設効用の発揮																		

確保すべきサービス水準、創意工夫のある事業提案、安心安全な施設の維持管理を行う能力、使用許可の判断等を公平公正に行う能力、安定して確実に日常業務を遂行する能力、関係機関や市民団体と広く連携する能力、自主事業の提案	配点	採点
	390	352.50
所要コストの適正度		
指定管理委託料	配点	採点
	300	202.58
財務健全性		
貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画の健全性		
	配点	採点
	80	75.00
市民満足度への配慮		
利用者満足度の改善提案、地域の市民との良好な関係構築等の提案		
	配点	採点
	60	52.50
従業員への配慮		
労働関係法令の遵守、人材育成に関する方針・計画、研修の実施状況、従事者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組めるような提案		
	配点	採点
	50	31.25
個人情報保護体制		
個人情報保護の体制		
	配点	採点
	20	17.50
危機管理体制		
緊急事態発生等への危機管理体制		
	配点	採点
	40	40.00
市との情報共有		
市との情報共有を行う連絡体制や報告方法		
	配点	採点
	10	8.75

提案価格

提案価格

92,331,000 円（税込）

予定価格

100,368,000 円（税込）

最高評価点相当額

90,331,000 円（税込）

※提案価格は実際の指定管理委託料と必ずしも一致するものではありません。

候補者に関する概要	候補者概要	団体名：公益財団法人とよなか国際交流協会 所在地：大阪府豊中市玉井町1丁目1番1-601号 代表者：理事長 松本 康之 設立年月日：平成5年(1993年)10月29日 従事者数：18人 基本財産：200,000,000円 目的：人権尊重を基調とした住民主体の国際交流活動を推進することにより、世界の多様な文化及び人々との相互認識と理解を深めるとともに、地域の国際化を促進し、新しい地域文化の創造と平和で平等な地域社会づくりに寄与することを目的とする。 上記目的達成のため、次の事業を行う。 (1) 国際交流の機会提供及び参加促進事業 (2) 国際理解及び国際化に関する啓発・研修事業 (3) 国際交流に関する情報の収集及び提供事業 (4) 民間団体の国際交流活動に対する支援事業 (5) 国際交流に関する調査及び研究並びにその受託事業 (6) 国際協力に関する事業 (7) 在住外国人に対する支援事業 (8) その他上記の目的を達成するために必要な事業
-----------	-------	---

市議案第 8 6 号

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの指定管理者の
指定について

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの指定管理者を次のとおり
指定する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定期間
とよなか男女共同参画推進 センターすてっぷ	豊中市玉井町 1 丁目 1 番 1－5 0 1 号 一般財団法人とよなか 男女共同参画推進財団	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで

（提案理由）

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの管理を行わせるため、指
定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7
号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

指定管理者の候補者選定の概要

施設名		とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ																				
所在地		大阪府豊中市玉井町1丁目1番1-501号																				
施設の概要		設置目的：「とよなか男女共同参画推進センター条例」 第1条 社会のあらゆる分野への男女の均等な参画及び男女の人権の確立を図り、男女が社会の対等な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざし、豊中市に男女共同参画推進センターを設置する。 敷地面積：3,684.68㎡（エトレ豊中） 延床面積：2,309.64㎡（とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ） 建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 付属設備：収容人数																				
		<table><tr><th>部屋名</th><th>定員（人）</th></tr><tr><td>セミナー室1A</td><td>20</td></tr><tr><td>セミナー室1B</td><td>16</td></tr><tr><td>セミナー室1C</td><td>16</td></tr><tr><td>セミナー室2A</td><td>16</td></tr><tr><td>セミナー室2B</td><td>16</td></tr><tr><td>視聴覚室</td><td>42</td></tr><tr><td>すてっぷホール</td><td>154</td></tr><tr><td>楽屋1</td><td>7</td></tr><tr><td>楽屋2</td><td>3</td></tr></table>	部屋名	定員（人）	セミナー室1A	20	セミナー室1B	16	セミナー室1C	16	セミナー室2A	16	セミナー室2B	16	視聴覚室	42	すてっぷホール	154	楽屋1	7	楽屋2	3
		部屋名	定員（人）																			
		セミナー室1A	20																			
		セミナー室1B	16																			
		セミナー室1C	16																			
		セミナー室2A	16																			
		セミナー室2B	16																			
		視聴覚室	42																			
		すてっぷホール	154																			
楽屋1	7																					
楽屋2	3																					
休館日：・水曜日及び12月29日から翌年1月3日まで ・情報ライブラリーは、センターの開館日においても、次に掲げる日は、利用に供しない。ただし、指定管理者が、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休室することができる。 (1)国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2)毎月最終の火曜日（ただし、その日が祝日及び年末にあたる場合は、その前週の火曜日とする。） (3)特別整理期間（年間7日以内の市長の承認を得て定める期間）																						
選定方法に関する概要	選定の方法	公募（市広報誌・市ホームページによる）により応募団体からの提案を審査																				
	募集要項公示期間	令和7年（2025年）4月8日から 令和7年（2025年）5月7日まで																				
	応募表明提出期限	令和7年（2025年）5月7日																				
	現地説明会	令和7年（2025年）5月14日																				
	提案書類提出期限	令和7年（2025年）6月6日																				

	募集要項の概要	業務内容	【本施設の運営管理業務】 ・情報の収集・加工及び提供事業 ・性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業 ・市民活動の支援及び交流の場の提供事業 ・講座の開催及び啓発事業等 ・調査及び研究事業 ・会議・研修・催し等への施設提供事業 ・本施設の使用承認及び取消し、その他本施設の使用に関する業務 ・本施設の使用料の徴収及び減免、返還に関する業務 ・市及び関係機関の会議への参加 等 【本施設の維持管理業務】 ・利用者のための保安警備管理 ・備品等管理 ・施設及び設備の保守管理、修繕業務 ・清掃及び警備業務管理 ・本施設内での事故、危機管理対応業務 【その他】 ・事業計画書及び報告書等の作成、モニタリング実施協力等
		提案書類	団体概要説明書（団体の設立理念、主な業務内容等を記述） 事業計画書（審査基準表に対応した提案内容を記述） 財務状況報告書類（貸借対照表、損益計算書等） 諸証明書類（労働保険関係書類、社会保険適用通知書等）
		指定期間	令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から 令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで
		応募状況	・一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団 ・すてっぷ未来コンソーシアム ・トイボックス・女性と仕事研究所共同事業体
選定評価委員会に関する概要		委員構成	学識経験者 加藤 晃規 関西学院大学名誉教授 学識経験者 守 如子 関西大学社会学部メディア専攻教授 学識経験者 山本 紗知 大阪大学 大学院法学研究科准教授 財務面に関する有資格者 小森 優美 税理士 労務面に関する有資格者 松本 真理子 特定社会保険労務士 （計 5 名）
		審議経過	令和 6 年度第 1 回選定評価委員会【令和 7 年（2025 年）2 月 27 日開催】 募集要項内容、審査基準表内容等について 令和 7 年度第 1 回選定評価委員会【令和 7 年（2025 年）6 月 30 日開催】 書類審査 令和 7 年度第 2 回選定評価委員会【令和 7 年（2025 年）7 月 24 日開催】 面接審査
		審査方法	提案書類に基づく書類審査及び面接審査
		採点結果	第一候補者 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団 836.16 点 （参考）

		第二候補者 すてっぷ未来コンソーシアム 730.97 点 選外 団体 A 588.29 点 【1,000 点満点】																																																						
候補者の選定理由	一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団は、当該施設の指定管理者として延べ 20 年（1～4 期）という活動実績もあり、現行事業者ならではの具体的かつ説得力のある提案がなされていた。サービス水準・施設効用の発揮、所要コストの適正度、財務の健全性、従事者への配慮、危機管理体制で、組織の特性を活かした高い評価を得た。今回の提案書類や面接審査の質疑応答においても、これまでの活動実績に基づき、当該施設の目的や役割を理解した上で、時代に即した新たな提案がなされていた。本市の男女共同参画推進施策の充実に向けて、当該施設が要求するサービス水準値の向上に寄与する可能性が高いことから、当該施設の指定管理者として最もふさわしいと判断した。 【参 考】 ○審査詳細 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">選定審査項目・主な評価のポイント</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> ●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営の提案 </td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>40</td><td>36.25</td></tr> <tr> <td colspan="3"> ●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、創意工夫のある事業提案、安心安全な施設の維持管理を行う能力、使用許可の判断等を公平公正に行う能力、安定して確実に日常業務を遂行する能力、関係機関や市民団体と広く連携する能力、自主事業の提案 </td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>470</td><td>420</td></tr> <tr> <td colspan="3"> ●所要コストの適正度 指定管理委託料 </td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>300</td><td>224.91</td></tr> <tr> <td colspan="3"> ●財務健全性 貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画の健全性 </td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>80</td><td>65</td></tr> <tr> <td colspan="3"> ●市民満足度への配慮 利用者ニーズの把握、接遇、苦情・要望等への対応、地域の市民等との良好な関係構築等の提案 </td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>40</td><td>32.5</td></tr> <tr> <td colspan="3"> ●従事者への配慮 労働関係法令の遵守、人材育成に関する方針・計画、研修の実施状況、従事者が意欲的に働くことができる職場づくりの提案、従事者の安全管理 </td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> </tbody> </table>	選定審査項目・主な評価のポイント			●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営の提案				配点	採点		40	36.25	●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、創意工夫のある事業提案、安心安全な施設の維持管理を行う能力、使用許可の判断等を公平公正に行う能力、安定して確実に日常業務を遂行する能力、関係機関や市民団体と広く連携する能力、自主事業の提案				配点	採点		470	420	●所要コストの適正度 指定管理委託料				配点	採点		300	224.91	●財務健全性 貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画の健全性				配点	採点		80	65	●市民満足度への配慮 利用者ニーズの把握、接遇、苦情・要望等への対応、地域の市民等との良好な関係構築等の提案				配点	採点		40	32.5	●従事者への配慮 労働関係法令の遵守、人材育成に関する方針・計画、研修の実施状況、従事者が意欲的に働くことができる職場づくりの提案、従事者の安全管理				配点	採点	
選定審査項目・主な評価のポイント																																																								
●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営の提案																																																								
	配点	採点																																																						
	40	36.25																																																						
●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、創意工夫のある事業提案、安心安全な施設の維持管理を行う能力、使用許可の判断等を公平公正に行う能力、安定して確実に日常業務を遂行する能力、関係機関や市民団体と広く連携する能力、自主事業の提案																																																								
	配点	採点																																																						
	470	420																																																						
●所要コストの適正度 指定管理委託料																																																								
	配点	採点																																																						
	300	224.91																																																						
●財務健全性 貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画の健全性																																																								
	配点	採点																																																						
	80	65																																																						
●市民満足度への配慮 利用者ニーズの把握、接遇、苦情・要望等への対応、地域の市民等との良好な関係構築等の提案																																																								
	配点	採点																																																						
	40	32.5																																																						
●従事者への配慮 労働関係法令の遵守、人材育成に関する方針・計画、研修の実施状況、従事者が意欲的に働くことができる職場づくりの提案、従事者の安全管理																																																								
	配点	採点																																																						

			40	35
		●個人情報保護体制 個人情報保護の体制		
			配点	採点
			15	11.25
		●危機管理体制 緊急事態発生等への危機管理体制		
			配点	採点
			15	11.25
		○提案価格		
		提案価格 135,001,000 円（税込）		
		予定価格 149,988,000 円（税込）		
		最高評価点相当額 134,989,000 円（税込）		
		※提案価格は実際の指定管理委託料と必ずしも一致するものではありません。		
候補者に関する概要	候補者概要	団体名：一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団 所在地：大阪府豊中市玉井町1丁目1番1-501号 代表者：理事長 松尾 英雄 設立年月日：平成12年（2000年）9月1日 従事者数：22人（派遣2人含む） 資本金：150,000,000円 主な業務内容：男女共同参画に関する次の事業を行う。 (1) 情報の収集及び提供 (2) 啓発及び教育 (3) 相談及びコンサルティング (4) 市民活動の支援と協働 (5) 調査及び研究 (6) 施設の管理運営 (7) その他（この法人の目的を達成するために必要な事業）		

市議案第 8 7 号

豊中市立豊島体育館ほか 9 施設の指定管理者の指定について

豊中市立豊島体育館ほか 9 施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定期間
豊中市立豊島体育館	東京都品川区東品川 4 丁目 1 0 番 1 号 とよなかスポーツみらい創造パートナーズ	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで
豊中市立柴原体育館		
豊中市立庄内体育館		
豊中市立千里体育館		
豊中市立武道館ひびき		
豊中市立高川スポーツルーム		
豊中市立二ノ切温水プール		
豊中市立豊島温水プール		
豊中市立武道館ひびき等駐車場		
豊中市立庄内体育館等駐車場		

（提案理由）

豊中市立豊島体育館ほか 9 施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

指定管理者の候補者選定の概要

施設名	豊中市立豊島体育館ほか 9 施設
所在地	大阪府豊中市服部西町 4 丁目 12 番 1 号 ほか
施設の概要	設置目的 体育施設：体育の普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため。 自動車駐車場：豊中市の文化施設、社会教育施設及び体育施設の来館者の利便を図るため。 【豊中市立豊島体育館】 施設内容：競技場（48m×36m）トレーニング室（202 m²） 敷地面積：5,555.31 m² 建物延床面積：5,322.86 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造 2 階, 地下 1 階建 休館日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで及び毎月末日（ただし、末日が日曜日又は祝日の場合はその前日） 【豊中市立柴原体育館】 施設内容：第 1 競技場（30m×15m）第 2 競技場（132 畳） 敷地面積：1,469.60 m² 建物延床面積：1,229.56 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造 2 階建 休館日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで及び毎月末日（ただし、末日が日曜日又は祝日の場合はその前日） 【豊中市立庄内体育館】 施設内容：第 1 競技場（44m×34m）第 2 競技場（30m×18m） トレーニング室（304 m²） 敷地面積：5,807.45 m²（ローズ文化ホールとの複合施設） 建物延床面積：6,571.37 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造 2 階, 地下 1 階建 休館日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで及び毎月末日（ただし、末日が日曜日又は祝日の場合はその前日） 【豊中市立千里体育館】 施設内容：第 1 競技場（46m×36m）第 2 競技場（36m×22m） 第 3 競技場（128 畳）トレーニング室（352 m²） 敷地面積：23,525.00 m² 建物延床面積：8,532.65 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造 3 階, 地下 1 階建 休館日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで及び毎月末日（ただし、末日が日曜日又は祝日の場合はその前日） 【豊中市立武道館ひびき】 施設内容：第 1 競技場（420 畳）第 2 競技場（43m×21m） 小体育室（397 m²）弓道場（近的 28 メートル・6 射） 多目的室（142 m²） 敷地面積：7,846.48 m² 建物延床面積：4,742.28 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造 3 階建, 鉄筋コンクリート造 1 階建 休館日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで及び毎月末日（ただし、末日が日曜日又は祝日の場合はその前日） 【豊中市立高川スポーツルーム】 施設内容：多目的室（240 m²）トレーニング室（176 m²） 敷地面積：3,240.34 m²（図書館・老人憩いの家・介護予防センターとの複合施設）

			建物延床面積：（2階部分）1,112.30 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造4階建 休館日：12月29日から翌年の1月3日まで及び毎月末日（ただし、末日が日曜日又は祝日の場合はその前日） 【豊中市立二ノ切温水プール】 施設内容：25m×23m 敷地面積：40,597.27 m² 建物延床面積：2,739.53 m² 建物構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階建 休館日：12月28日から翌年の1月4日まで及び毎週火曜日 【豊中市立豊島温水プール】 施設内容：25m×24.25m 敷地面積：9,988.10 m² 建物延床面積：3,974.80 m² 建物構造：（プール棟）鉄筋コンクリート造、（管理棟）鉄筋コンクリート造2階、地下1階建 休館日：12月28日から翌年の1月4日まで及び毎週月曜日 【豊中市立武道館ひびき等駐車場】 施設内容：平面54台（内車いす使用者用駐車施設3台） 敷地面積：1,556.00 m² 休場日：12月29日から翌年の1月3日まで 【豊中市立庄内体育館等駐車場】 施設内容：平面12台（内車いす使用者用駐車施設2台） 立体27台 床面積：1,598.00 m²（庄内体育館地下1階駐車場部分） 休場日：12月29日から翌年の1月3日まで
選定方法に関する概要	選定の方法		公募（市広報誌・市ホームページによる）により応募団体からの提案を審査
	募集要項公示期間		令和7年（2025年）4月7日から 令和7年（2025年）5月7日まで
	応募表明提出期限		令和7年（2025年）5月7日
	現地説明会		令和7年（2025年）5月13日
	提案書類提出期限		令和7年（2025年）6月2日
	募集要項の概要	業務内容	【運営業務】 ・施設の設置目的に即したスポーツ及びレクリエーションに関する教室等の実施に関する業務 ・施設の使用承認・取消しその他施設の使用に関する業務のうち市が指定する業務 ・施設の使用料・駐車料金の徴収・減免及び返還に関する業務のうち市が指定する業務 ・駐車場の運営管理業務等 【施設の維持管理業務】 ・各種保守業務 ・施設または備品等の修繕・改良工事等の業務 ・施設内での事故への対応及び危機管理体制の整備業務 ・駐車場等の維持管理業務等 【その他】 ・事業計画書及び報告書等の作成 ・モニタリング実施協力等

		提案書類	団体概要説明書（団体の設立理念、主な業務内容等を記述） 事業計画書（審査基準表に対応した提案内容を記述） 財務状況報告書類（貸借対照表、損益計算書等） 諸証明書類（労働保険関係書類、社会保険適用通知書等）等
		指定期間	令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から 令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで
応募状況			・とよなかスポーツみらい創造パートナーズ ・とよなか未来 HOS グループ ※五十音順
選定評価委員会に関する概要	委員構成	学識経験者 高橋 明男 追手門学院大学教授 学識経験者 田島 良輝 大阪経済大学教授 学識経験者 長岡 雅美 武庫川女子大学教授 財務面に関する有資格者 野路 貴弘 税理士 労務面に関する有資格者 北山 享子 社会保険労務士 (計 5 名)	
	審議経過	第 1 回選定委員会【令和 7 年（2025 年）2 月 6 日開催】 諮問、募集要項・審査基準表等について 第 2 回選定委員会【令和 7 年（2025 年）3 月 25 日開催】 募集要項・審査基準表等について 第 3 回選定委員会【令和 7 年（2025 年）7 月 4 日開催】 書類審査等 第 5 回選定委員会【令和 7 年（2025 年）7 月 25 日開催】 面接審査、採点、候補者の決定、答申書作成	
	審査方法	提案書類にもとづく書類審査及び面接審査	
	採点結果	とよなかスポーツみらい創造パートナーズ 727.5 点 とよなか未来 HOS グループ 623.52 点 【1,000 点満点】	
	とよなかスポーツみらい創造パートナーズは、基本姿勢、サービス水準・施設効用の発揮、財務健全性、市民満足度への配慮、の選定考査項目において、優れており高い評価を得ました。 特に、スポーツ実施率の低い世代をターゲットにした具体的な取り組みなど、本市の施策や課題を理解した提案がなされていました。施設のエリア特性に応じたトレーニング機器の更新の提案や最高評価サービス水準値を上回る利用者数の目標設定でありながらも、利用者目線での運営により着実に利用者数が増加している実績から実現可能性が十分に見込まれる提案であること、安心安全な施設の維持管理を行うため、市が提示する額を上回る修繕費の提案などが高い評価を得ました。 本市のスポーツを総合的にさらに推進する具体的な提案がなされ		

候補者の選定理由	ているため、豊中市屋内体育施設等指定管理者の第一候補者として、ふさわしいと判断しました。 【参 考】 ○審査詳細		
	選定審査項目・主な評価ポイント		
	●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営提案	配点	採点
		90	65
	●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、安心安全な施設の維持管理を行う能力、事故防止のための安全管理の徹底、使用許可の判断等を公平公正に行う能力、安定して確実に日常業務を遂行する能力、指定事業を適切に実施できる能力、創意工夫ある自主事業の提案	配点	採点
		220	165
	●所要コストの適正度 指定管理委託料	配点	採点
		300	225
	●財務健全性 貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画の健全性	配点	採点
		80	60
	●市民満足度への配慮 利用者満足度を高める提案、地域の市民との良好な関係構築等の提案、市内経済の発展に貢献するための対案	配点	採点
		90	67.5
	●従事者への配慮 労働関係法令の遵守、指導育成に関する方針・計画、研修の実施状況、従事者が働きがいを持ち、業務に取り組めるような提案、従事者の安全管理の徹底	配点	採点
		130	77.5
	●個人情報保護体制 個人情報保護体制の整備	配点	採点
		40	30
	●危機管理体制 緊急事態発生等への危機管理体制		

		配点	採点
		40	30
	●その他（上記選定考査項目に属さない提案） どの項目にも属さない、独自の市民サービスの向上となる等の提案		
		配点	採点
		10	7.5
	○提案価格 提案価格 828,658,000 円 予定価格 917,308,000 円 最高評価点相当額 829,658,000 円 ※提案価格は実際の指定管理委託料と必ずしも一致するものではありません。		

候補者概要

団体名：とよなかスポーツみらい創造パートナーズ

【代表団体】コナミスポーツ株式会社

所在地：東京都品川区東品川4丁目10番1号

代表者：代表取締役社長 室田 健志

設立年月日：昭和48年（1973年）3月14日

従業員数：4,652人

資本金：100,000,000円

主な業務内容：

- ・スポーツクラブの開発、運営
- ・市区町村や民間企業の各種スポーツ施設運営の受託
- ・オンラインフィットネスの提供
- ・法人向け健康経営サービスや地域支援事業などの出張サービス
- ・健康関連商品やプログラムの開発、ライセンス販売
- ・各種スポーツイベントの企画、運営等

【構成団体】大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

所在地：大阪府大阪市中央区備後町1丁目7番10号

代表者：取締役常務執行役員大阪支店長 松井 秀雄

設立年月日：昭和38年（1963年）10月1日

従業員数：1,314人

資本金：50,000,000円

主な業務内容：

- ・設備管理
電気、空調、給排水衛生、消防、エレベーター等の設備管理
- ・清掃
建物施設の保全清掃、新築工事・増改築ほか工事の竣工前清掃
- ・環境衛生管理
ビル環境衛生業務、空気環境測定、貯水槽ほか槽類清掃、害虫等の防除
- ・警備
ビル等の常駐警備、巡回及び機械警備、工事等の交通警備
- ・マンション管理
マンションの総合管理
- ・オーナー代行業務
テナント誘致、賃貸条件の交渉・調整、不動産の運営管理
- ・建築・設備工事
建築及び設備工事の請負ならびに調査、設計及び監理
- ・リニューアル工事
建物・設備の調査診断、企画提案、実施計画ならびに施工
- ・省エネルギー
建物の省エネルギー診断及びコンサルタント
- ・緑化工事・管理
緑化計画・施工、植栽維持管理
- ・ビジネスサポート
給与計算代行、メール業務
- ・人材派遣
労働者派遣業務、有料職業紹介事業
- ・その他
駐車場管理、給食業務等

市議案第 88 号

豊中市立豊島公園野球場ほか 10 施設の指定管理者の指定について

豊中市立豊島公園野球場ほか 10 施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年（2025 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定期間
豊中市立豊島公園野球場	大阪府東大阪市長田東 3 丁目 2 番 7 号 奥アンツーカ株式会社	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
豊中市立大門公園野球場		
豊中市立千里北町公園野球場		
豊中市立ふれあい緑地少年野球場		
豊中市立豊島公園庭球場		
豊中市立千里東町公園庭球場		
豊中市立野畑庭球場		
豊中市立ふれあい緑地庭球場		
豊中市立二ノ切少年球技場		
豊中市立グリーンスポーツセンター		
豊中市立ふれあい緑地球技場		

（提案理由）

豊中市立豊島公園野球場ほか 10 施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

指定管理者の候補者選定の概要

施設名	豊中市立豊島公園野球場ほか 10 施設
所在地	大阪府豊中市曽根南町 1 丁目 4 番 1 号 ほか
施設の概要	設置目的：体育の普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため。 【豊中市立豊島公園野球場】 施設内容：グラウンド 1 面 両翼 95m・中堅 115m 敷地面積：(野球場面積) 15,260 m² (グラウンド) 12,047.58 m² (高校野球発祥の地・豊中ミュージアム) 62.99 m² 建物延床面積：2,022.35 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造 3 階建、鉄骨造 3 階建 休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで (高校野球発祥の地・豊中ミュージアム) 月曜休館 【豊中市立大門公園野球場】 施設内容：グラウンド 1 面 左翼 85m・右翼 89m・中堅 120m 敷地面積：(グラウンド) 10,000 m² 休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで 【豊中市立千里北町公園野球場】 施設内容：グラウンド 1 面 左翼 95m・右翼 95m・中堅 116m 敷地面積：(グラウンド) 7,120 m² 休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで 【豊中市立ふれあい緑地少年野球場】 施設内容：グラウンド 2 面 左翼 90m・右翼 76m・中堅 100m 敷地面積：(グラウンド) 7,808.6 m² 休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで 【豊中市立豊島公園庭球場】 施設内容：砂入り人工芝コート 4 面 敷地面積：(庭球場) 3,300 m² 休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで 【豊中市立千里東町公園庭球場】 施設内容：砂入り人工芝コート 3 面 敷地面積：(庭球場) 1,981.3 m² 休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで 【豊中市立野畑庭球場】 施設内容：砂入り人工芝コート 3 面 敷地面積：4,305 m² 休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで 【豊中市立ふれあい緑地庭球場】 施設内容：砂入り人工芝コート 8 面 敷地面積：(庭球場) 6,600 m² 休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで 【豊中市立ニノ切少年球技場】 施設内容：球技場 敷地面積：6,000 m² 休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで 【豊中市立グリーンスポーツセンター】 施設内容：球技場・ちびっこ広場・庭球場・バーベキュー場 ウエルネス広場 敷地面積：34,977.06 m² (球技場) 6,600 m² (ちびっこ広場) 1,750 m²

		(庭球場) 1,800 m ² (砂入り人工芝コート 2 面) (バーベキュー場 1 面) 休 場 日: 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで 【豊中市立ふれあい緑地球技場】 施 設 内 容: 球技場 (天然芝) 敷 地 面 積: 11,460 m ² 休 場 日: 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
選 定 方 法 に 関 す る 概 要	選定の方法	公募 (市広報誌・市ホームページによる) により応募団体からの提案を審査
	募集要項公示期間	令和 7 年 (2025 年) 4 月 7 日から 令和 7 年 (2025 年) 5 月 7 日まで
	応募表明提出期限	令和 7 年 (2025 年) 5 月 7 日
	現地説明会	令和 7 年 (2025 年) 5 月 12 日
	提案書類提出期限	令和 7 年 (2025 年) 6 月 2 日
	募集要項の概要	【運営業務】 ・施設の設置目的に即したスポーツ及びレクリエーションに関する教室等の実施に関する業務 ・施設の使用承認・取消しその他施設の使用に関する業務のうち市が指定する業務 ・施設の使用料の徴収・減免及び返還に関する業務のうち市が指定する業務 【施設の維持管理業務】 ・各種保守業務 ・施設または備品等の修繕・改良工事等の業務 ・施設内での事故への対応及び危機管理体制の整備業務 【その他】 ・事業計画書及び報告書等の作成 ・モニタリング実施協力等
	業務内容	
	提案書類	団体概要説明書 (団体の設立理念、主な業務内容等を記述) 事業計画書 (審査基準表に対応した提案内容を記述) 財務状況報告書類 (貸借対照表、損益計算書等) 諸証明書類 (労働保険関係書類、社会保険適用通知書等) 等
	指定期間	令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日から 令和 13 年 (2031 年) 3 月 31 日まで
	応募状況	奥アンツーカ株式会社
選 定 評 価 委 員 会 に 関 す る 概 要	委員構成	学識経験者 高橋 明男 追手門学院大学教授 学識経験者 田島 良輝 大阪経済大学教授 学識経験者 長岡 雅美 武庫川女子大学教授 財務面に関する有資格者 野路 貴弘 税理士 労務面に関する有資格者 北山 享子 社会保険労務士 (計 5 名)

選定評価委員会に関する概要	審議経過	第1回選定委員会【令和7年（2025年）2月6日開催】 諮問、募集要項・審査基準表等について 第2回選定委員会【令和7年（2025年）3月25日開催】 募集要項・審査基準表等について 第4回選定委員会【令和7年（2025年）7月10日開催】 書類審査等 第6回選定委員会【令和7年（2025年）7月28日開催】 面接審査、採点、候補者の決定、答申書作成																															
	審査方法	提案書類にもとづく書類審査及び面接審査																															
	採点結果	奥アンツーカ株式会社 648.62 点																															
候補者の選定理由		キャッシュレス決済の導入やスポーツを活かした魅力あるまちづくりに向けた取組みなど、利用者の利便性向上や地域の賑わいづくりにつながる提案が高い評価を得ました。また、施設点検や作業等が適切な時期に実施できるよう業務が系統的かつ総合的に計画が立てられており、安心安全な施設の維持管理を行う体制を整えていることが評価できました。 本市の施策を理解し、各施設の課題を的確に捉えているため、豊中市屋外体育施設指定管理者の候補者として、ふさわしいと判断します。今後は課題の解消に向けた積極的な取組みに期待します。 【参 考】 ○審査詳細 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">選定審査項目・主な評価ポイント</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> ●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営提案 </td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td>90</td><td>62.5</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3"> ●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、安心安全な施設の維持管理を行う能力、事故防止のための安全管理の徹底、使用許可の判断等を公平公正に行う能力、安定して確実に日常業務を遂行する能力、指定事業を適切に実施できる能力、創意工夫ある自主事業の提案 </td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td>220</td><td>141.12</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3"> ●所要コストの適正度 指定管理委託料 </td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td>300</td><td>225</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3"> ●財務健全性 貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画の健全性 </td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td>80</td><td>55</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	選定審査項目・主な評価ポイント			●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営提案	配点	採点	90	62.5			●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、安心安全な施設の維持管理を行う能力、事故防止のための安全管理の徹底、使用許可の判断等を公平公正に行う能力、安定して確実に日常業務を遂行する能力、指定事業を適切に実施できる能力、創意工夫ある自主事業の提案	配点	採点	220	141.12			●所要コストの適正度 指定管理委託料	配点	採点	300	225			●財務健全性 貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画の健全性	配点	採点	80	55		
選定審査項目・主な評価ポイント																																	
●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営提案	配点	採点																															
	90	62.5																															
●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、安心安全な施設の維持管理を行う能力、事故防止のための安全管理の徹底、使用許可の判断等を公平公正に行う能力、安定して確実に日常業務を遂行する能力、指定事業を適切に実施できる能力、創意工夫ある自主事業の提案	配点	採点																															
	220	141.12																															
●所要コストの適正度 指定管理委託料	配点	採点																															
	300	225																															
●財務健全性 貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画の健全性	配点	採点																															
	80	55																															

		●市民満足度への配慮 利用者満足度を高める提案、地域の市民との良好な関係構築等の提案、市内経済の発展に貢献するための対案 <table> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>90</td><td>52.5</td></tr> </table>		配点	採点		90	52.5
	配点	採点						
	90	52.5						
		●従事者への配慮 労働関係法令の遵守、指導育成に関する方針・計画、研修の実施状況、従事者が働きがいを持ち、業務に取り組めるような提案、従事者の安全管理の徹底 <table> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>130</td><td>57.5</td></tr> </table>		配点	採点		130	57.5
	配点	採点						
	130	57.5						
		●個人情報保護体制 個人情報保護体制の整備 <table> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>40</td><td>20</td></tr> </table>		配点	採点		40	20
	配点	採点						
	40	20						
		●危機管理体制 緊急事態発生等への危機管理体制 <table> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>40</td><td>30</td></tr> </table>		配点	採点		40	30
	配点	採点						
	40	30						
		●その他（上記選定考査項目に属さない提案） どの項目にも属さない、独自の市民サービスの向上となる等の提案 <table> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>10</td><td>5</td></tr> </table>		配点	採点		10	5
	配点	採点						
	10	5						
		○提案価格 提案価格 164,466,000 円 予定価格 180,940,000 円 最高評価点相当額 164,466,000 円 ※提案価格は実際の指定管理委託料と必ずしも一致するものではありません。						
候補者に関する概要	候補者概要	団体名：奥アンツーカ株式会社 所在地：大阪府東大阪市長田東3丁目2番7号 代表者：奥 洋彦 設立年月日：昭和35年4月12日 従業員数：183人 資本金：55,000,000 円 主な業務内容 ・各種スポーツ施設のコンサルティング、施工 ・公園及び施設の管理運営業務 ・各種スポーツ施設の舗装材の販売 ・各種スポーツ施設の付帯設備品、器具の販売 ・造園、緑化用資材の販売						

市議案第 8 9 号

豊中市立文化芸術センターほか 4 施設の指定管理者の指定について

豊中市立文化芸術センターほか 4 施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定期間
豊中市立文化芸術センター	東京都港区芝 3 丁目 2 3 番 1 号 J C D ・ 日本管財 ・ 大 阪共立グループ	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで
豊中市立文化芸術センター等駐車場		
豊中市立ローズ文化ホール		
豊中市立伝統芸能館		
豊中市立市民ギャラリー		

（提案理由）

豊中市立文化芸術センターほか 4 施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

指定管理者の候補者選定の概要

施設名	豊中市立文化芸術センターほか4施設
所在地	大阪府豊中市曽根東町3丁目7番2号 ほか
施設の概要	設置目的：市民一人ひとりの人権と個性が尊重され、共に人間らしく豊かに生きることができる社会の実現を図るとともに、市民との協働による文化芸術創造活動の支援や文化芸術を担う人材の育成等の推進に寄与するため。 【豊中市立文化芸術センター】 施設内容：大ホール（1,344席）、中ホール（441席）、小ホール（202席）、展示室、多目的室、会議室、和室会議室、練習室、音楽室、スタジオ、小展示室、収蔵庫ほか 敷地面積：16,908.40 m² 建物延床面積：15,817.08 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート組積造、鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄骨造 休館日：毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日に当たらない日） 12月29日から翌年の1月3日まで 【豊中市立文化芸術センター等駐車場】 施設内容：平面75台（内 車いす使用者用駐車施設4台） 床面積：2,123.79 m² 休場日：12月29日から翌年の1月3日まで 【豊中市立ローズ文化ホール】 施設内容：ホール（劇場型308席ほか）、会議室 敷地面積：5,807.45 m²（豊中市立庄内体育館を含む） 建物延床面積：2,872.93 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 休館日：毎週火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日に当たらない日） 12月29日から翌年の1月3日まで 【豊中市立伝統芸能館】 施設内容：多目的ホール（100席） 敷地面積：596.63 m² 建物延床面積：716.38 m²（石塚会館との共有部分27.45 m²含む） 建物構造：鉄筋コンクリート造 休館日：毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日に当たらない日） 12月27日から翌年の1月5日まで 【豊中市立市民ギャラリー】 施設内容：第1展示室、第2展示室 敷地面積：185.93 m² 建物延床面積：185.93 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造 休館日：毎週月曜日 12月27日から翌年の1月5日まで

選定方法に関する概要	選定の方法	公募（市広報誌・市ホームページによる）により応募団体からの提案を審査
	募集要項公示期間	令和7年（2025年）4月8日から 令和7年（2025年）5月15日まで
	応募表明提出期限	令和7年（2025年）5月15日
	現地説明会	令和7年（2025年）5月19日
	提案書類提出期限	令和7年（2025年）6月13日
募集要項の概要	業務内容	・ 市民ホール条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 ・ 豊中市立伝統芸能館条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 ・ 豊中市立市民ギャラリー条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 ・ 文化施設等自動車駐車場条例に基づく業務 ・ 使用承認、その取消しその他使用に関する業務 ・ 利用料金の徴収、減免および返還に関する業務 ・ 維持管理に関する業務 ・ その他市長が必要と認める業務
	提案書類	豊中市市民ホール等指定管理者指定申込書 委任状等（グループ応募の場合のみ） 団体概要説明書 団体の事業報告書類 指定期間の事業計画書 事業計画書の概要版 財務状況報告書類 諸証明書類 入札参加停止措置等状況調書
	指定期間	令和8年（2026年）4月1日から 令和13年（2031年）3月31日まで
応募状況		JCD・日本管財・大阪共立グループ
選定評価委員会に関する概要	委員構成	学識経験者 江口 太郎 大阪大学生生活協同組合 理事長、 大阪大学 名誉教授 学識経験者 藤野 一夫 神戸大学大学院 名誉教授、 芸術文化観光専門職大学 名誉教授 学識経験者 永富 志穂子 兵庫県立芸術文化センター エグゼクティブ・ プロデューサー兼事業部長 財務面に関する有資格者 辻 泰崇 公認会計士、税理士、公認不正検査士 労務面に関する有資格者 春名 真由美 特定社会保険労務士、行政書士 （計5名）

選定評価委員会に関する概要	審議経過	第1回選定委員会【令和7年（2025年）1月24日開催】 会長の選任、職務代理者の指名、諮問、審査基準表（案）、仕様書（案）、募集要項（案）について 第2回選定委員会【令和7年（2025年）2月28日開催】 仕様書（案）、募集要項（案）、審査基準表（案）について 第3回選定委員会【令和7年（2025年）6月30日開催】 書類審査等について 第4回選定委員会【令和7年（2025年）7月29日開催】 面接審査、採点、候補者の決定、答申書作成等について																																										
	審査方法	提案書類にもとづく書類審査及び面接審査																																										
	採点結果	JCD・日本管財・大阪共立グループ 673.5点 【1,000点満点】																																										
候補者の選定理由		JCD・日本管財・大阪共立グループは、現在、当該業務の指定管理者であり、ホール等の年間平均利用率や施設来館者数など市が示すサービス水準を高いレベルで達成するなど実績がある。また、「とよなか ARTS ワゴン」や「豊中名曲シリーズ」など“豊中ならではの”の独自性を活かした事業を展開し、豊中出身者や若い人材を育てようとする提案が多くみられ、市が求める市民ホールへの設置目的に沿った運営が期待できることから、豊中市市民ホール等指定管理者の第一候補者として相応しいと判断した。 【参 考】 ○審査詳細 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">選定審査項目・主な評価ポイント</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">●基本姿勢</td></tr> <tr> <td colspan="3">管理運営の基本方針</td></tr> <tr> <td colspan="3">施設の性格や目的、市の施策の把握、協力</td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>40</td><td>30</td></tr> <tr> <td colspan="3">●事業計画</td></tr> <tr> <td colspan="3">人材育成・ボランティア組織コーディネート事業、鑑賞事業、貸館事業、情報提供事業、相談事業、友の会事業、広報・宣伝事業、コミュニケーションロビーの運営</td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>220</td><td>162.5</td></tr> <tr> <td colspan="3">●サービス水準・施設効用の発揮</td></tr> <tr> <td colspan="3">確保すべきサービス水準、料金体系、組織体制、職員の適正配置、施設管理運営における業務遂行能力</td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>120</td><td>89.5</td></tr> </tbody> </table>	選定審査項目・主な評価ポイント			●基本姿勢			管理運営の基本方針			施設の性格や目的、市の施策の把握、協力				配点	採点		40	30	●事業計画			人材育成・ボランティア組織コーディネート事業、鑑賞事業、貸館事業、情報提供事業、相談事業、友の会事業、広報・宣伝事業、コミュニケーションロビーの運営				配点	採点		220	162.5	●サービス水準・施設効用の発揮			確保すべきサービス水準、料金体系、組織体制、職員の適正配置、施設管理運営における業務遂行能力				配点	採点		120	89.5
選定審査項目・主な評価ポイント																																												
●基本姿勢																																												
管理運営の基本方針																																												
施設の性格や目的、市の施策の把握、協力																																												
	配点	採点																																										
	40	30																																										
●事業計画																																												
人材育成・ボランティア組織コーディネート事業、鑑賞事業、貸館事業、情報提供事業、相談事業、友の会事業、広報・宣伝事業、コミュニケーションロビーの運営																																												
	配点	採点																																										
	220	162.5																																										
●サービス水準・施設効用の発揮																																												
確保すべきサービス水準、料金体系、組織体制、職員の適正配置、施設管理運営における業務遂行能力																																												
	配点	採点																																										
	120	89.5																																										

●所要コストの適正度 指定管理委託料		
	配点	採点
	300	151.5
●財務健全性 申請団体の財政状況、経営の確実性		
	配点	採点
	60	45
●市民満足度等への配慮 接遇、地域などとの連携（協働）、地域への貢献		
	配点	採点
	50	37.5
●従事者への配慮 労働者の勤務条件		
	配点	採点
	50	37.5
●危機管理体制 個人情報保護体制・危機管理体制		
	配点	採点
	80	60
●その他 自由提案		
	配点	採点
	80	60

○提案価格

提案価格

553,541,800 円

（初年度のみ

534,915,000 円）

予定価格

573,467,000 円

最高評価点相当額

516,120,300 円

※提案価格は実際の指定管理委託料と必ずしも一致するものではありません。

候補者概要

団体名： JCD・日本管財・大阪共立グループ
 【代表団体】株式会社 JTB コミュニケーションデザイン
 所在地： 東京都港区芝 3 丁目 23 番 1 号
 代表者： 代表取締役 藤原 卓行
 設立年月日： 昭和 63 年（1988 年）4 月 8 日
 従事者数： 1,418 人
 資本金： 1 億円
 主な業務内容： イベント、各種会議、研修会・講演会、展示会・見本市の主催・企画・運営業務
 : マーケティング調査・分析、マーケティングソリューションの提供業務
 : 集客交流、地域振興、販売促進、企業の業績向上のための人材活性化・プログラム等の企画・コンサルティング業務
 : 広告・プロモーション、PR 業務
 : PFI 事業、施設運営管理業務
 : 労働者派遣事業
 : 通訳・ガイドの斡旋業務
 : 試験・検定運営の企画、運営受託
 : システム開発、運営、事務局機能等の受託、ITソリューションの提供業務
 : 各種会員組織における企画、開発、運営、事務局機能等の業務受託、ソリューションの提供業務
 : 旅行業
 : 発電及び売電に関する業務

【構成団体】日本管財株式会社
 所在地： 兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号
 代表者： 代表取締役社長 福田 慎太郎
 設立年月日： 昭和 40 年（1965 年）10 月 27 日
 従事者数： 5,352 人
 資本金： 30 億円
 主な業務内容： 建物管理運営事業
 : 住宅管理運営事業

【構成団体】株式会社大阪共立
 所在地： 大阪府大阪市東成区深江北 1 丁目 10 番 25 号
 代表者： 代表取締役社長 黒木 郁夫
 設立年月日： 昭和 48 年（1973 年）7 月 5 日
 従事者数： 163 人
 資本金： 4,000 万円
 主な業務内容： 指定管理者・PFI 業務
 : 劇場・ホール等の施設に関する舞台管理業務委託
 : 照明・音響・美術・映像等のプランニング及びオペレート業務
 : 企画・設計
 : 舞台備品販売及びレンタル
 : 各種取付工事
 : 保守点検
 : 各種イベントの企画制作

市議案第 9 0 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

件 名	契 約 金 額	契 約 先
豊中市立新田南小学校 校舎増築工事	304,150,000 円	株 式 会 社 河 崎 組

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

入札結果表

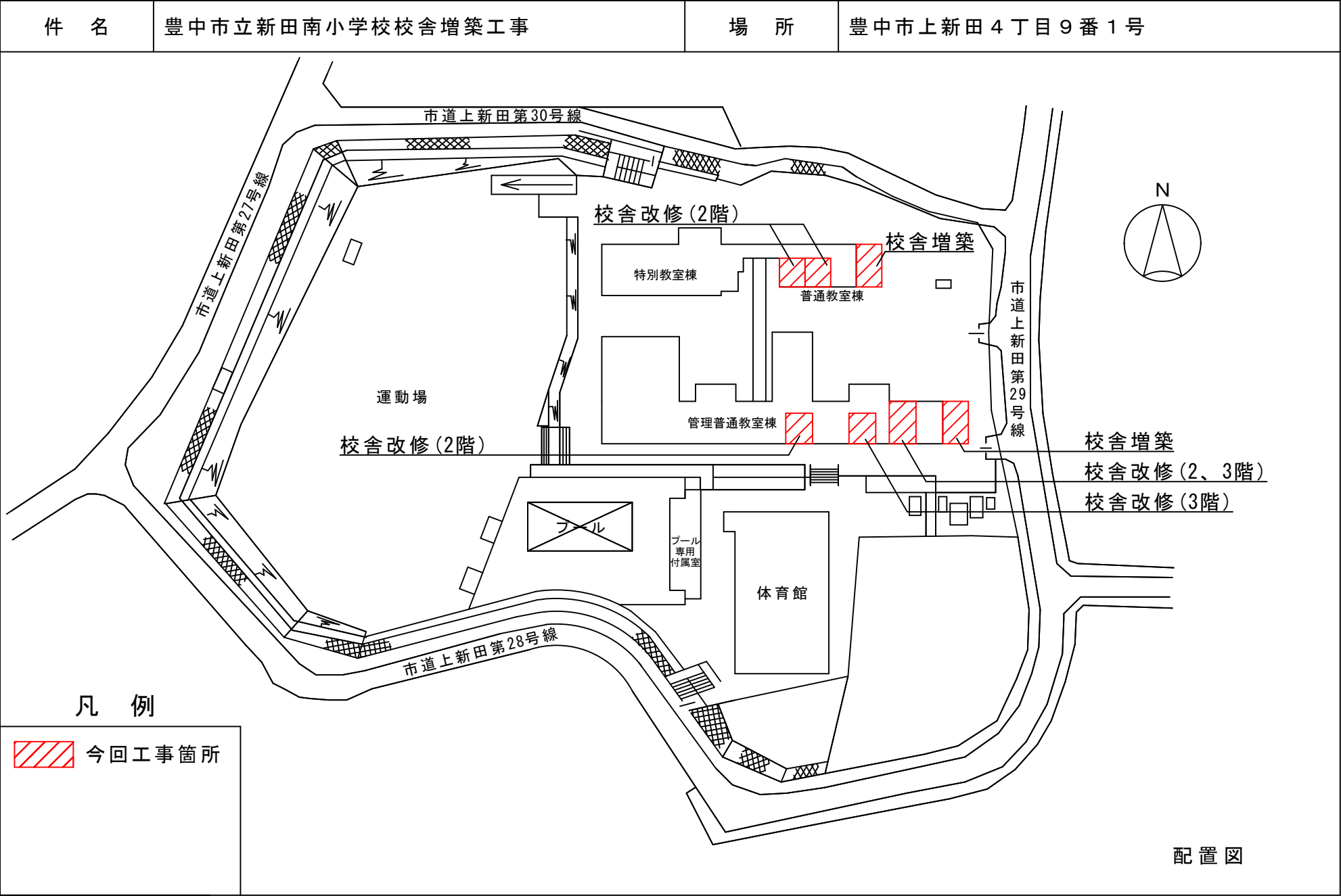
人 札 結 果 表			件 名 (電子入札対象案件)				場 所					
			豊中市立新田南小学校校舎増築工事				豊中市上新田4丁目9番1号					
							担 当 部 (局) 課 (室)					
							財務部 施設課					
仮 契 約 日		令和 7 年 8 月 8 日										
契 約 業 者 名		(株)河崎組		履行期間	本契約締結日 から 令和8年12月25日 まで		契約方法	総合評価一般競争入札 落札		種別	建築工事	
契 約 金 額		304,150,000	契 約 業 者 所 在 地		大阪府豊中市南桜塚2-6-30				電 送		令和 7 年 6 月 26 日 午後 1 時 00 分	
(内消費税額)		27,650,000							入 札 期 間		令和 7 年 7 月 28 日 午前 9 時 00 分 から 令和 7 年 7 月 29 日 午後 5 時 00 分 まで	
予定価格(税込)		311,212,000	低入札基準価格(税込)		286,314,600	落 札 金 額	304,150,000					
予定価格(税抜)		282,920,000	低入札基準価格(税抜)		260,286,000	落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。			開 札 日 時		令和 7 年 7 月 30 日 午前 10 時 00 分	

合 算 又 は 按 分 状 況	No.	業 者 名 及 び 入 札 経 過	1回 (円)	技術評価点	価格評価点	総得点	順位
	1	924-0 (株)河崎組	落札 276,500,000	7.84	74.16	82.00	1
工 事 概 要							
豊中市立新田南小学校校舎増築工事一式を行うもの。							
備 考							

業 者 経 歴 表

件 名	豊中市立新田南小学校校舎増築工事
-----	------------------

業 者 名	資 本 金	技 術 職 員 数	主 な 工 事 経 歴	請 負 金 額	発 注 者	備 考
924-0 (株)河崎組	千円 30,000	人 8	児童福祉関連複合施設大規模改修工事	千円 1,053,003	豊中市	



市議案第 9 1 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	市営向丘住宅外装改修工事
2	変 更 前 契 約 金 額		2 7 0 , 4 5 2 , 6 0 0 円
3	変 更 後 契 約 金 額		2 7 1 , 5 7 7 , 9 0 0 円
4	今回変更による増額		1 , 1 2 5 , 3 0 0 円
5	変 更 の 要 因		労務単価及び物価上昇に伴う契約書第 2 5 条 第 6 項（インフレスライド条項）の規定によ り工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先		株式会社河崎組

（提案理由）

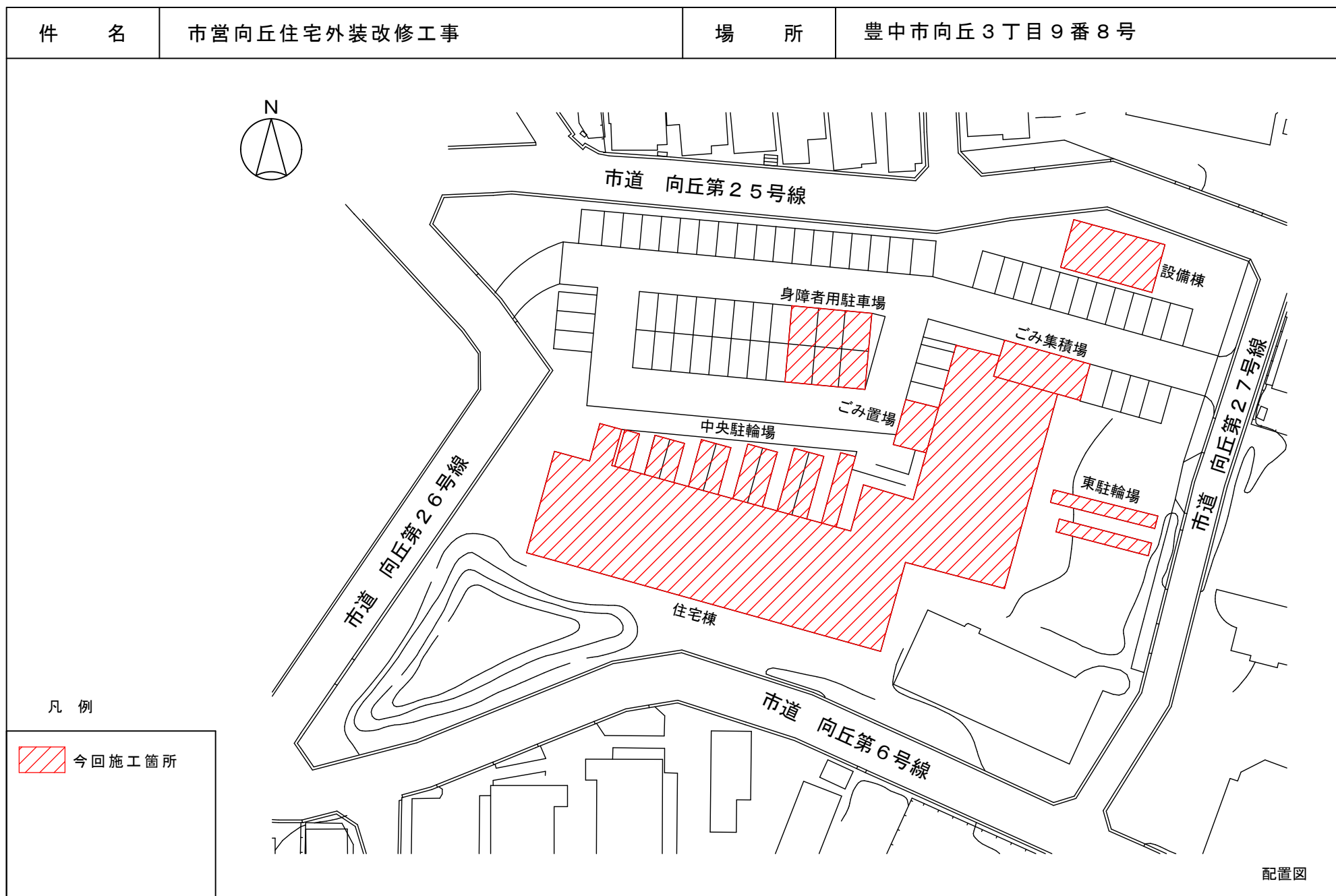
上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定
により提案するものである。

契 約 変 更 表

契 約 変 更 表				件 名				場 所							
仮 契 約 日 令和 7 年 8 月 8 日				市営向丘住宅外装改修工事				豊中市向丘3丁目9番8号							
								担 当 部 (局) 課 (室)							
								財務部 施設課							
契 約 業 者 名		(株) 河崎組		履行期間	令和 6 年 12 月 20 日から 令和 7 年 9 月 30 日まで		契約方法	総合評価一般競争入札 落札			種別	建築工事			
契 約 金 額		271,577,900		契 約 業 者 地 所 在 地		大阪府豊中市南桜塚 2 - 6 - 3 0			現 場 説 明						
(内消費税額)		24,688,900													
予定価格 (税込)				低入札基準価格 (税込)			落 札 金 額				見 積 合 せ				
予定価格 (税抜)				低入札基準価格 (税抜)			落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。								

合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容						
	変更前契約金額 + インフレスライド増額分 = 変更後契約金額 270,452,600円 1,125,300円 271,577,900円						
工 事 概 要							
備 考							

当初契約日 令和 6 年 12 月 20 日



市議案第 9 2 号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
豊中市立庄内よつば学園 事務用品（可動式机 ・ イ ス ） 購 入	26,588,298 円	ナニワ商事株式会社

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

入札結果表

仮 契 約 日			令和7年8月8日			件 名			場 所		
契 約 業 者 名			ナニワ商事(株)			豊中市立庄内よつば学園 事務用品(可動式机・イス)購入			庄内よつば学園(豊中市千成町2丁目2番65号)		
契 約 金 額			26,588,298			履行期間			担 当 部 (局) 課 (室)		
(内消費税額)			2,417,118			本契約締結日 から 令和8年3月22日 まで			教育委員会事務局 学校施設管理課		
予定価格(税込)			非公表			大阪府豊中市玉井町2-2-5			種別 スチール・木製家具		
最低制限価格(税込)			設定なし			電 送			令和7年7月24日午後3時00分		
最低制限価格(税抜)			設定なし			落札金額 26,588,298			入 札		
最低制限価格(税抜)			設定なし			落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。			令和7年8月7日午前10時00分		
最低制限価格(税抜)			設定なし			入 札			第1入札室		

合 算 又 は 按 分 状 況	No.	業 者 名 及 び 入 札 経 過	第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	第4回(円)	落札比率
	1	50194-0 ナニワ商事(株)	落札 24,171,180				96.87%
	2	50674-0 (株)オリオン商会	25,069,000				
概 要	3	50887-0 (株)ホクセツ谷木商事	25,593,700				
	4	50074-0 川原教材社	26,235,000				
	5	50059-0 (株)豊文堂	30,782,400				
	6	50188-0 (株)伊勢屋	辞退				
	7	51186-0 (株)タニ商事	辞退				
	8	51749-0 (株)平井教材	辞退				
備 考	9	52285-0 (株)ヤマテック	辞退				

業 者 経 歴 表

件 名	豊中市立庄内よつば学園 事務用品（可動式机・イス）購入
-----	-----------------------------

業 者 名	資 本 金	主な経歴	請負金額	発注者	備考
50194-0 ナニワ商事（株）	千円 10,000	棚・ロッカー（令和6年度）	千円 19,979	豊中市	

豊中市立庄内よつば学園 事務用品(可動式机・イス)購入

内容・仕様	数量
普通教室用可動式机 YED-601A-P 軽STHG L フェルトキャップ付	1,166
普通教室用可動式椅子 YEC-601A-L グリーン フェルトキャップ付	1,166

市議案第 9 3 号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
備 蓄 型 自 動 パ ッ ク 式 ト イ レ セ ッ ト	39,283,200 円	株式会社ミヨシ

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

入札結果表

入札結果表			件 名				場 所			
			備蓄型自動パック式トイレセット				豊中市走井2丁目地内 走井地区内緩衝緑地 備蓄倉庫			
							担 当 部（局）課（室）			
							都市経営部 危機管理課			
仮 契 約 日		令和7年8月8日								
契 約 業 者 名		(株)ミヨシ		履行期間	本契約締結日 から 令和8年3月31日 まで		契約方法	一般競争入札 落札	種別	消防・防災用品
契 約 金 額		39,283,200	契 約 業 者 所 在 地	大阪府大阪市浪速区桜川4－10－27			電 送		令和 7年 7月 22日 午前 9 時 00 分	
(内消費税額)		3,571,200								
予定価格(税込)		非公表	最低制限価格(税込)	設定なし	落 札 金 額	39,283,200	入 札		令和 7年 8月 5日 午後 2 時 00 分	
予定価格(税抜)		非公表	最低制限価格(税抜)	設定なし	落札金額は、入札金額に消費税を加算したものの。				第1入札室	

合 算 又 は 按 分 状 況	No.	業 者 名 及 び 入 札 経 過	第1回 (円)	第2回 (円)	第3回 (円)	第4回 (円)	落札比率
	1	52118-0 (株)ミヨシ	落札 35,712,000				98.85%
	2	54813-0 (株)ピーシー販売	36,080,000				
概 要							
備蓄型自動パック式トイレセットの調達160セット							
備 考							

業者経歴表

件 名	備蓄型自動パック式トイレセット
-----	-----------------

業 者 名	資 本 金	主な経歴	請負金額	発注者	備考
52118-0 (株)ミヨシ	千円 10,000	非常用保存食アルファ化米わかめご飯（備蓄用）	千円 6,072	豊中市	

備蓄型自動パック式トイレセット概要

本体寸法	幅 440mm × 奥行 520mm × 高さ 290mm × 座面高さ 450mm 程度
梱包時寸法	幅 480mm × 奥行 590mm × 高さ 350mm 程度
本体重量	約15kg程度
梱包重量	約17kg程度（付属電源ケーブルを含む）
数量	1 6 0 セット

市議案第 9 4 号

特定事業変更契約の締結について

次のとおり特定事業変更契約を締結するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業
2	変 更 前 契 約 金 額		4, 3 0 5, 0 5 3, 5 0 0 円
3	変 更 後 契 約 金 額		4, 3 1 5, 8 6 0, 7 1 2 円
4	今回変更による増額		1 0, 8 0 7, 2 1 2 円
5	変 更 の 要 因		事業契約書第 7 7 条及び別紙 7 に基づき、賃金水準（物価水準）の変動による第 1 期工事における設計・施工等のサービス対価の増額変更を行うもの
6	契 約	先	豊中学校空調サービス株式会社

（提案理由）

上記の特定事業契約について変更契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 1 2 条の規定により提案するものである。

契約変更表

契約変更表			件名				場所		
			豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業				豊中市立克明小学校外49校		
仮 契 約 日 令和7年7月18日							担 当 部 (局) 課 (室)		
							教育委員会事務局 学校施設管理課		
契 約 業 者 名	豊中学校空調サービス(株)		履行期間	本契約締結日 から 令和23年3月31日まで		契約方法	随意契約2号該当 採用		
契 約 金 額	4,315,860,712	契 約 業 者 所 在 地	大阪市豊中市北条町三丁目14番4号			電 送			
(内消費税額)	392,350,974								
予定価格(税込)		最低制限価格(税込)	設定なし			見 積 合 せ			
予定価格(税抜)		最低制限価格(税抜)	設定なし						

合 算 又 は 按 分 状 況		No.	変更の内容							
代表企業	柳生設備株式会社	1	変更前契約金額　＋賃金水準(物価水準)の変動による増額分　＝　変更後契約金額 4,305,053,500円　　　　　　　　　　　10,807,212円　　　　　　　　　4,315,860,712円							
構成企業	オーディーエー株式会社									
協力企業	株式会社創英設計									
協力企業	サンテクノサービス株式会社									
協力企業	パナソニック産機システムズ株式会社									
概　　　　　要										
備　　　　　考										

当初契約日 令和6年8月26日

■ 豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業

【設置対象校一覧】

(1) 小学校

小学校	No.	学校名	所在地
	1	克明小学校	豊中市岡町北3-4-1
	2	桜塚小学校	豊中市北桜塚2-6-1
	3	大池小学校	豊中市本町1-7-12
	4	螢池小学校	豊中市螢池中町1-15-1
	5	桜井谷小学校	豊中市柴原町3-11-1
	6	熊野田小学校	豊中市赤坂1-5-1
	7	中豊島小学校	豊中市曽根東町6-13-1
	8	豊島小学校	豊中市服部西町3-6-5
	9	原田小学校	豊中市原田元町1-17-1
	10	小曽根小学校	豊中市小曽根1-2-1
	11	豊南小学校	豊中市豊南町西2-19-1
	12	南桜塚小学校	豊中市南桜塚2-2-1
	13	新田小学校	豊中市上新田2-19-1
	14	北丘小学校	豊中市新千里北町2-19-1
	15	東丘小学校	豊中市新千里東町3-1-1
	16	東豊中小学校	豊中市東豊中町5-1-1
	17	豊島西小学校	豊中市上津島3-4-1
	18	西丘小学校	豊中市新千里西町2-23-1
	19	高川小学校	豊中市豊南町東1-1-1
	20	刀根山小学校	豊中市刀根山5-2-1
	21	南丘小学校	豊中市新千里南町2-13-1
	22	豊島北小学校	豊中市曽根南町2-19-1
	23	泉丘小学校	豊中市西泉丘1-10-1
	24	少路小学校	豊中市西緑丘2-10-1
	25	野畑小学校	豊中市向丘3-1-1
	26	東豊台小学校	豊中市東豊中町6-2-1
	27	箕輪小学校	豊中市箕輪1-1-1
	28	北条小学校	豊中市北条町2-16-1
	29	寺内小学校	豊中市寺内2-15-1
	30	緑地小学校	豊中市城山町4-1-1
	31	桜井谷東小学校	豊中市桜の町7-5-1
	32	東泉丘小学校	豊中市東泉丘3-2-1
	33	北緑丘小学校	豊中市北緑丘2-4-1
	34	新田南小学校	豊中市上新田4-9-1
	35	旧島田小学校	豊中市庄内栄町2-20-1

(2) 中学校

中学校	No.	学校名	所在地
	1	第一中学校	豊中市曾根西町1-6-1
	2	第二中学校	豊中市宮山町2-1-1
	3	第三中学校	豊中市栗ヶ丘町1-1
	4	第四中学校	豊中市服部本町4-5-7
	5	第五中学校	豊中市立花町1-10-1
	6	第八中学校	豊中市新千里東町3-2-1
	7	第九中学校	豊中市新千里南町1-4-1
	8	第十一中学校	豊中市西緑丘2-11-1
	9	第十二中学校	豊中市浜2-14-1
	10	第十三中学校	豊中市柴原町2-14-1
	11	第十四中学校	豊中市北緑丘1-1-1
	12	第十五中学校	豊中市熊野町3-8-1
	13	第十六中学校	豊中市北条町3-18-1
	14	第十七中学校	豊中市西泉丘2-2432-2
	15	第十八中学校	豊中市螢池中町4-7-1

